

制度導入の助成

両立支援等助成金

(出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、実際に育児休業を取得させた場合に受給できます。

Q どのような場合に助成されますか？

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. 育児・介護休業法に定める育児休業制度および所定労働時間の短縮措置について、労働協約または就業規則に規定していること
2. 一般事業主行動計画を策定し、労働局の認定を受け、それを労働者に周知させるための措置を講じていること

3. 次の①②に該当すること

- ① 育児休業の前日までに、雇用環境整備の措置を複数行うとともに、育児休業取得者の業務を代替する体制を整え、連続した5日以上育児休業を取得させること
- ② ①の取り組み後3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率が30%以上上昇していること、または2年連続70%以上になったこと

Q いくら助成されますか？

		助成額
①男性労働者の出生時 育児休業取得	1人目	20万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上 実施した場合:30万円
	2人目・3人目	10万円
育児休業等に関する情報公表加算		2万円
②男性労働者の 育児休業取得率上昇等	以下のいずれかの場合 1. 育児休業取得率が前年度より30%以上 上昇し、50%以上となった場合等 2. 2年連続して育休対象の男性が5人未満、 かつ、育児休業取得率が70%以上の場合	60万円
プラチナくるみん認定加算		15万円

取り扱い機関

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)(巻末参照)

知 っ ト ク 情 報

- 雇用環境整備の措置は次のいずれかとなります
 - ・雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
 - ・育児休業に関する相談体制の整備
 - ・雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集および当該事例の提供
 - ・雇用する労働者に対する育児休業に関する制度および育児休業の取得の促進に関する方針の周知
 - ・育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分または人員の配置に係る必要な措置

